第1393号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市総務局総務厚生課発行日 毎月 15日・末日

目 次

告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○放置自転車の移動及び返還(告示第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業	
者の指定(告示第4号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関	
(精神通院医療) の指定(告示第 5 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業	
者の指定(告示第6号)	5
○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止告示の訂正(告示第8号)	5
○放置自転車の移動及び返還(告示第9号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○地縁による団体の認可(告示第 10 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止(告示第 13 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○町の名称の変更(告示第 14 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○町及び字の区域変更(告示第 15 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○町の区域変更及び字の廃止(告示第 16 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
○町及び字の区域変更(告示第 17 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
○住居表示の方法及び街区符号並びに住居番号の決定(告示第 18 号)	19
○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止(告示第 20 号)	20
○平成26年度市県民税納税通知書の公示送達(告示第 21 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
○放置自転車の売却等(告示第 22 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
○平成26年度国民健康保険料督促状の公示送達(告示第 23 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
○平成26年度介護保険料督促状の公示送達(告示第 24 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
○平成26年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達(告示第 25 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 27 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
○平成26年度介護保険料納付通知書の公示送達(告示第30号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
○平成26年度国民健康保険料納付通知書の公示送達(告示第 32 号)	22

公 告

○熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業書類の送付に代えての掲示の修正(公告第3号)	22
○農業振興地域整備計画の変更(公告第9号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
○開発行為に関する工事の完了(公告第 10 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
○都市公園の供用開始(公告第 11 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
○開発行為に関する工事の完了(公告第 17 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○開発行為に関する工事の完了(公告第 19 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○開発行為に関する工事の完了(公告第 20 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
〇開発行為に関する工事の完了(公告第 22 号)	25
〇開発行為に関する工事の完了(公告第 23 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
〇開発行為に関する工事の完了(公告第 24 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
○道路位置の廃止(公告第 25 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
○道路位置の指定(公告第 26 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
○平成26年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧(公告第27号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
○開発行為に関する工事の完了(公告第 31 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
〇開発行為に関する工事の完了(公告第 32 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27
○開発行為に関する工事の完了(公告第 33 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
○開発行為に関する工事の完了(公告第34号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
中央区	
	28
<u> </u>	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
○住民票の職権消除(南区告示第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
上下水道局	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始(上下水道局告示第1号) ····································	28
○給水装置工事の事業の廃止(上下水道局告示第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
○指定給水装置工事事業者の指定(上下水道局告示第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
○熊本市教職員住宅管理規則を廃止する規則(教委規則第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

告 示

告 示 第 1 号 平成27年1月5日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並 びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並	指定年月日	サービスの
番号		びに代表者の氏名		種類
	訪問看護ステーション奏	合同会社 訪問看護ステーション奏		
4 3 6 0 1 9 0	熊本市南区近見一丁目3番1号池	熊本市南区近見一丁目3番1号池永	平成27年	訪問看護
8 1 5	永ビル504号	ビル504号	1月1日	が川川を
	水口がひひ4万	代表社員 松永 忍		
	訪問看護ステーション奏	合同会社 訪問看護ステーション奏		
4 3 6 0 1 9 0	が同句で、アーション英 熊本市南区近見一丁目3番1号池	熊本市南区近見一丁目3番1号池永	平成27年	介護予防訪
8 1 5		ビル504号	1月1日	問看護
	永ビル504号	代表社員 松永 忍		

告 示 第 2 号 平成27年1月5日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成26年12月1日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア、水道町 エリア、並木坂エリア
 - イ 平成26年12月2日 手取エリア、上通りエリア
 - ウ 平成26年12月3日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア
 - エ 平成26年12月5日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、並木 坂エリア、北区池田三丁目23
 - オ 平成26年12月8日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア
 - カ 平成26年12月9日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区水前寺一丁目 18
 - キ 平成26年12月11日 手取エリア、新市街エリア、中央区京町本丁7、東区上南部町一 丁目10
 - ク 平成26年12月12日 熊本駅高架下南側駐輪場、熊本駅高架下北側駐輪場、熊本駅駐輪場、上通りエリア、西区春日二丁目2
 - ケ 平成26年12月15日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛 島エリア、水道町エリア、中央区水道町7
 - コ 平成26年12月16日 西区春日三丁目熊本駅前、南区近見四丁目5
 - サ 平成26年12月17日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水 道町エリア、並木坂エリア

- シ 平成26年12月19日 熊本駅駐輪場、西区上熊本二丁目18
- (2) 保管の場所 平成自転車保管所
- (3) 保管の期間 平成27年4月5日まで
- 2 移動・保管台数

自転車 161台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返 還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示 等しなければならない。

5 連絡先(返還事務を行う場所)

平成自転車保管所(電話 096-364-3910)

熊本市中央区平成二丁目235番(平成跨線橋下)

告 示 第 3 号 平成27年1月5日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び	指定年月日	サービス
番号		に代表者の氏名		の種類
4360190	訪問看護ステーションふきのとう 熊本市東区下南部二丁目15-11	有限会社 リビング・ウィル・サポート 熊本市東区下南部二丁目15-11 代表取締役 坂田 和也	平成26年 12月26日	訪問看護
4360190	訪問看護ステーションふきのとう 熊本市東区下南部二丁目15-11	有限会社 リビング・ウィル・サポート 熊本市東区下南部二丁目15-11 代表取締役 坂田 和也	平成26年 12月26日	介護予防訪問看護

告 示 第 4 号 平成27年1月5日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

1 事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションサンフラワー 熊本市南区城南町隈庄422

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 合同会社 サンスマイル 熊本市南区野田二丁目 9番 1 2号 松本 由美

- 3 指定年月日 平成27年1月1日
- 4 障害福祉サービスの種類 同行援護
- 5 主たる対象とする障害の種類 特定なし

平成27年1月5日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5 4条第2項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西一史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間		
1	えのきづ薬局	熊本市南区富合町榎津1201-2	平成27年1月1日 ~ 平成32年12月31日		

告 示 第 6 号 平成27年1月5日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

- 1 事業所の名称及び所在地 城南学園グループホーム事業所 熊本市南区城南町藤山1276番地2
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 社会福祉法人慶信会 熊本市南区城南町藤山1276番地2 甲斐 孝子
- 3 指定年月日 平成27年1月5日
- 4 障害福祉サービスの種類 共同生活援助
- 5 主たる対象とする障害の種類 知的障害者

告 示 第 8 号 平成27年1月6日

平成26年11月14日付け告示第787号において告示した「介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護事業の廃止」について、次のとおり訂正する。

熊本市長 大西一史

八 四 八 四十分

訂正項目	正	誤
廃止年月日	平成26年12月31日	平成26年12月1日

_.....

告 示 第 9 号 平成27年1月6日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所 ア 平成26年12月25日 健軍変電所前駐輪場
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成27年4月6日まで
- 2 移動・保管台数

自転車 1台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返 還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示 等しなければならない。

5 連絡先(返還事務を行う場所)

平成自転車保管所(電話 096-364-3910)

熊本市中央区平成二丁目235番(平成跨線橋下)

告示第10号

平成27年1月6日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体を認可したので、同条第10項の規定により告示する。

能本市長 大西 一 史

1 名称

田迎南校区田井島(第1町内)自治会

2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、熊本市南区田迎町田井島221番地から773番地まで、熊本市南区田井島一丁目1番1号から田井島三丁目までの全域、熊本市南区出仲間八丁目2番及び出仲間八丁目5番、熊本市南区良町一丁目1番1号及び良町一丁目213-1の区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

有田 秀雄

熊本市南区田井島二丁目8番67号

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無無し
- 7 代理人の有無

無し

8 解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成26年12月24日

告示第13号

平成27年1月7日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則(平成9年厚生省令第36号)第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び	廃止年月日	サービスの
番号		に代表者の氏名		種類
4 3 7 0 1 0 3	IOB訪問介護事業所	特定非営利活動法人IOBスポーツ推	平成27年	訪問介護
162	熊本市中央区北千反畑5-13	進事業団	1月31日	介護予防訪
	メゾンドあい308	熊本市中央区水前寺三丁目44-34		問介護
		理事長 福島 貴志		

告示第14号

平成27年1月7日

熊本市の町の名称について、植木町及び城南町合併特例区の設置期間の満了に伴い、各々の特例区の名称を各々の町名に付すように変更することとしたため、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条第2項の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

1 変更調書

30 30 TH			
変更前の町	変更後の町		
鐙田	植木町鐙田		
有泉	植木町有泉		

石川	植木町石川
伊知坊	植木町伊知坊
今藤	植木町今藤
岩野	植木町岩野
植木	植木町植木
上古閑	植木町上古閑
後古閑	植木町後古閑
内	植木町内
円台寺	植木町円台寺
大井	植木町大井
获迫	植木町荻迫
小野	植木町小野
亀甲	植木町亀甲
木留	植木町木留
清水	植木町清水
鞍掛	植木町鞍掛
古閑	植木町古閑
色出	植木町色出
正清	植木町正清
鈴麦	植木町鈴麦
大和	植木町大和
田底	植木町田底
滴水	植木町滴水
華	植木町轟
富応	植木町富応

豊岡	植木町豊岡
豊田	植木町豊田
投刀塚	植木町投刀塚
那知	植木町那知
一木	植木町一木
平井	植木町平井
平野	植木町平野
平原	植木町平原
広住	植木町広住
舟島	植木町舟島
辺田野	植木町辺田野
味取	植木町味取
宮原	植木町宮原
舞尾	植木町舞尾
山本	植木町山本
米塚	植木町米塚
赤見	城南町赤見
阿高	城南町阿高
碇	城南町碇
出水	城南町出水
今吉野	城南町今吉野
隈庄	城南町隈庄
坂野	城南町坂野
さんさん一丁目	城南町さんさん一丁目
さんさん二丁目	城南町さんさん二丁目

城南町沈目
城南町島田
城南町下宮地
城南町陳内
城南町高
城南町千町
城南町築地
城南町塚原
城南町永
城南町丹生宮
城南町東阿高
城南町藤山
城南町舞原
城南町宮地
城南町六田
城南町鰐瀬

2 変更年月日

平成27年3月23日

告 示 第 1 5 号

平成27年1月7日

熊本市の町及び字の区域について、南尾迫地区経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、次のとおり 変更することとしたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告 示する。

熊本市長 大西一史

変更調書

変更前 の町	変更前 の字	区域	変更後 の町	変更後 の字		
辺田野	桐木	637の1の一部、638の1 の一部	辺田野	山海道		
辺田野	桜木	15202, 15302	辺田野	山海道		

辺田野	山海道	619の1の一部、619の2 の一部、620の1の一部、6 20の2の一部、628の一 部、629 の一部、631の一 部、633の一部、634の一 部及びこれらの区域に隣接介 在する道路である公有地の全 部	辺田野	桐木
辺田野	四反畑	36002	辺田野	峠南平
辺田野	御馬下道	419の一部	辺田野	峠南平
辺田野	御馬下道	419の一部	辺田野	峠北平
辺田野	峠南平	515から518までの各一 部及びこれらの区域に隣接す る道路である公有地の全部	辺田野	峠北平
辺田野	東谷	503の一部、504の一部、 505から512まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	辺田野	峠南平
鐙田	久福神	239の一部、241、242 の一部及びこれらの区域に隣 接する水路である公有地の全 部	辺田野	峠南平
鐙田	解/本	236から238までの各一 部及びこれらの区域に隣接す る道路である公有地の全部	辺田野	岭南平
辺田野	峠北平	492の一部、493の1の一 部	辺田野	峠南平
太郎迫町	尾迫	778の一部、779の一部、 780、781、782の一部 及びこれらの区域に隣接する 道路である公有地の全部	辺田野	峠南平
万楽寺町	出口	15の1の一部、15の3の一部、16の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	辺田野	峠南平
太郎迫町露込		742の一部、744の一部、 745の一部、746、747 の一部及びこれらの区域に隣 接する道路である公有地の全 部	辺田野	峠南平
辺田野東谷		500から502まで、503 の一部、504の一部及びこれ らの区域に隣接する道路であ る公有地の全部	辺田野	峠北平

鐙田	久福神	242の一部、243、244 の一部、245の一部、246、 247の一部及びこれらの区 域に隣接介在する道路、水路で ある公有地の全部	辺田野	峠北平
鐙田	檞ノ本	210の一部、213の一部、 233の一部、234の一部、 235、236の一部及びこれ らの区域に隣接する道路であ る公有地の全部	辺田野	峠北平
辺田野	御馬下道	419の一部	鐙田	久福神
鐙田	解ノ本	233の一部、234の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	鐙田	久福神
鐙田	中ノ尾	388から390までの各一 部及びこれらの区域に隣接す る道路である公有地の全部	鐙田	久福神
辺田野	御馬下道	419の一部	鐙田	久福神 久福神 久福神 桐木迫 桐木迫 迫 迫
鐙田	久福神	259から261まで、263 の1から263の3まで、26 4、265、266の一部、2 67、268、270、271 及びこれらの区域に隣接介在 する道路、水路である公有地の 全部	鐙田	桐木迫
鐙田	腹仏長	47401, 47402, 47 502	鐙田	迫
鐙田	中ノ尾	337、342の1、342の 3に隣接する道路である公有 地の一部	鐙田	迫
鐙田	迫	402の一部、404、405 の1、405の2、406の1、 406の2、407の1、 407の2、408の1、40 8の2、409から411ま で、412の一部及びこれら の区域に隣接する道路、水路で ある公有地の一部	鐙田	中ノ尾
鐙田	受地	196の一部及びこの区域に 隣接する道路である公有地の 全部並びに185、187、1 95に隣接する道路である公 有地の全部	鐙田	中ノ尾

鐙田	檞ノ本	220の一部、223の一部、 224の1の一部及びこれら の区域に隣接する道路である 公有地の全部	鐙田	中ノ尾
鐙田	中ノ尾	389から391までの各一 部、392、400の一部	鐙田	檞ノ本
鐙田	迫	402の一部及びこの区域に 隣接する道路である公有地の 全部	鐙田	檞ノ本
鐙田	受地	196の一部、200から20 3までの各一部、204及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	鐙田	檞ノ本
北迫町	請地	674の一部、675の一部、 676から679まで、680 の一部及びこれらの区域に隣 接する道路である公有地の全 部	鐙田	檞ノ本
太郎迫町	尾迫	825の1の一部、825の2 の一部、826から830まで の各一部及びこれらの区域に 隣接する道路である公有地の 一部	鐙田	檞ノ本
鐙田	檞ノ本	207の一部、208の一部、 210の一部、237の一部、 238の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	太郎迫町	尾迫
鐙田	久福神	239の一部	太郎迫町	尾迫
北迫町	西ノ原	683の一部、684から68 8まで、689の一部、711 の一部、712、713から7 15までの各一部、716から 720まで、721の1、72 1の2、722の1、723の 1、724の1、725の1の 一部及びこれらの区域に隣接 介在する道路である公有地の 全部	太郎迫町	尾迫
北迫町	立野原	752の1の一部、752の2、 766の1の一部、766の2 の一部及びこれらの区域に隣 接介在する道路、水路である公 有地の全部	太郎迫町	尾迫

太郎迫町	露込	部、761の1の一部、762 の1の一部、763、764の 1から764の3までの各一 部、765から767までの各 一部及びこれらの区域に介在 する道路である公有地の全部 854の一部、856の一部、	太郎迫町	尾迫
太郎迫町	南尾迫	857の1、857の2、858、859の1から859の3まで、860の一部、861、862の一部、863の一部、864、865の1、865の2、866、867の1から867の3まで、又868、868の1から868の3まで、869、870の1、871の2、871の1、871の2、871の1、871の2、871の1、871の2、873の1から873の4まで、874から883まで、884の1、884の2、885、886の1から886の3まで、887、888の1から885、886の1から886の3まで、89の1から889の3まで、890の1から890の3まで、891の1、891の2、892の1、892の2、893の1の一部、901の1の一部、901の1の一部、901の2の一部、902の一部、902の1の一部、902の1の一部、902の1の一部、902の1の一部、903の2の一部、902の1の一部、903の2の一部、902の3、903の1の一部、903の2の一部、902の3、903の1の一部、903の2の一部、904の一部、905の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	太郎迫町	尾迫
辺田野	峠南平	524の一部、525の1の一部、526の1の一部、526の3の一部、526の3の一部、533の一部、534の一部、535、536、537の一部、549の一部、5550の一部、551から555まで、556の1の一部、556の2	万楽寺町	出口

太郎迫町	大原	537の2から537の4まで、538の2、538の3、538の5、541の2、541の3、542の1、542の3から542の7まで、548の2、548の3、549の2から549の5まで、550の2から550の4まで、564の2から565の4まで、566の2から5666の4まで、566の2から5666の4まで、579の2から579の4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	太郎迫町	南尾迫
立福寺町	瀬戸口	1の3、1の4、2の3、2の 4、26の2から26の4ま で、27の2、27の3及びこ れらの区域に隣接する道路、水 路である公有地の一部並びに 38の2に隣接する道路、水路 である公有地の一部	太郎迫町	南尾迫
北迫町	立野原	803の一部、806から80 8までの各一部、809から8 14まで、815から817ま での各一部及びこれらの区域 に隣接介在する道路、水路であ る公有地の全部	太郎迫町	南尾迫
北迫町	天神迫	937から942までの各一部、943から949まで、9 50の1、950の2、951 の1、951の2、952の1 から952の3まで、953、 956及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地 の全部	太郎迫町	南尾迫
北迫町	立野原	817の一部及びこの区域に 隣接する水路である公有地の 全部並びに字天神迫915の 1から915の6まで、927 の2から927の4まで、93 1、932に隣接する字立野原 の水路である公有地の全部	北迫町	天神迫

北迫町	天神迫	932の一部、936の一部及 びこれらの区域に介在する道 路である公有地の全部	北迫町	立野原
太郎迫町	南尾迫	850から852まで、853 の一部、854の一部、860 の一部、862の一部、863 の一部、895の一部	北迫町	立野原
太郎迫町	尾迫	845の2の一部、847の2 の一部、848の一部、849 及びこれらの区域に隣接する 道路である公有地の全部	北迫町	立野原
北迫町	図形	6 0 2	北迫町	立野原
鐙田	受地	192から194まで、196 の一部、197の1、197の 2、198、199、200か ら203までの各一部及びこ れらの区域に隣接する水路で ある公有地の全部	北迫町	西ノ原
北迫町	請地	656から660までの各一部、661から673まで、674の一部、675の一部、680の一部、681及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	北迫町	西ノ原
太郎迫町	尾迫	830の一部、831の1、8 31の2の一部、831の3、 832の一部及びこれらの区 域に介在する道路である公有 地の一部	北迫町	西ノ原
北迫町	西ノ原	697から699までの各一 部、701の一部、702の一 部、703の1の一部	北迫町	請地
鐙田	沖	170の一部、171の1の一 部、171の2の一部、175 の一部	北迫町	請地
北迫町	請地	622の1の一部、623の一部、638の一部、638の一部、640から642までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部並びに636地先の道路である公有地の一部	鐙田	沖
鐙田	受地	177、178の一部、180 から182まで	鐙田	沖

	1			
鐙田	沖	151の一部、153、154 の一部、158の一部、159、 160の1の一部及びこれら の区域に介在する道路である 公有地の全部	鐙田	辻
北迫町	上り口	250の一部及びこの区域に 隣接する道路である公有地の 全部並びに251地先の道路 である公有地の一部	鐙田	南原
北迫町	舞足	215の一部、243から24 7までの各一部、248、24 9の一部及びこれらの区域に 隣接介在する道路、水路である 公有地の全部	鐙田	南原
鐙田	南原	75の一部、76の一部、79 の一部、80の一部	北迫町	上り口
北迫町	筒井	331及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字上り口282から284まで、309から317まで、328、329に隣接する字筒井の道路である公有地の全部	北迫町	上り口
北迫町	舞足	243の一部、244の一部、 249の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに22 1の1、238に隣接する道路である公有地の全部	北迫町	上り口

告 示 第 1 6 号 平成27年1月7日

平成27年3月12日から、熊本市の別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更し、及びこ れにより中松尾町から松尾一丁目に編入される区域に包含される区域内に存在する字の区域を廃止す ることとなったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告示す る。

熊本市長 大西一史

1 松尾一丁目に編入する区域図 西区中松尾町地域

- (1) 現町界町名 別図1のとおり(登載省略)
- (2) 新町界町名 別図2のとおり(登載省略)
- 2 変更調書

変更前	変更前	TJ 44	変更後
の町	の字	区域	の町

		1648の1から1648の14ま
		で、1648の19から1648の
		22 * で、1649 の1、1649
		の2、1650の1から1650の
		3まで、1651、1652の1か
		ら1652の8まで、1653の1
		から1653の4まで、1654の
中松尾町	関通	1、1654の2、1655の1か 松尾一丁目
		ら1655の4まで、1656から
		1658まで、1659の1、
		166801, 166802,
		1672, 167301, 1673
		の2、1674の2及びこれらの
		区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全
		区域に隣接が任する道路、水路である公有地の全 部

告示第17号 平成27年1月7日

熊本市の町及び字の区域について、次のとおり変更することとしたため、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第260条第2項の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

変更調書

変更前 の町	変更前 の字	区域	変更後 の町	変更後 の字
泗水町 南田島	佐野田	全域	植木町 平井	佐野河原

告 示 第 1 8 号

平成27年1月7日

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住 居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を 定めたので、同法第3条第3項の規定により告示する。

- 1 住居表示を実施する区域 西区中松尾町地域 詳細は別図のとおり(登載省略)
- 2 住居表示を実施する期日 平成27年3月12日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号

町名	街区 符号	起点	~	終点
松尾一丁目	2 1	1	~	4 1
	2 2	1	~	3 6

告示第 2 0 号 平成27年1月8日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事業所	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並	廃止年月日	サービスの
番号		びに代表者の氏名		種類
4370102	訪問入浴サービス湧心苑	医療法人社団藤榮会	平成27年	訪問入浴介
5 3 7	熊本市中央区出水一丁目4番21号	熊本市中央区出水一丁目5番38号	1月31日	護
		理事長 末藤 榮一		介護予防訪
				問入浴介護

告 示 第 2 1 号

平成27年1月9日

平成26年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名 (登載省略)
平成26	市県民税	4期	平成27年2月2日	4人

告示第22号

平成27年1月9日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則(昭和61年規則第7号)第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項(登載省略)
- 2 売却又は廃棄の年月日平成27年1月9日
- 3 売却又は廃棄の台数 自転車 133台

告 示 第 2 3 号 平成 2 7 年 1 月 9 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成26年度	11月期	430人
	10月期	19人
	8月期	1人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年1月19日

告 示 第 2 4 号 平成 2 7年 1 月 9 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法(平成9年法律 第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び 熊本市介護保険条例(平成12年条例第5号)第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成26年度	1 1 月期	150人
	10月期	6人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年1月19日

告 示 第 2 5 号

平成27年1月9日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成26年度	11月期	12人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年1月19日

告 示 第 2 7 号

平成27年1月13日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

- 1 団体の名称 万楽寺町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

(1) 名称

「万楽寺町自治会」を「西里校区第8町内(万楽寺町)自治会」に改める。

(2) 区域

「熊本市万楽寺町41番地2から同町852番地及び熊本市太郎迫町585番地1から同町908番地5までの区域とする。」を「熊本市北区万楽寺町39-1から959番地及び北区太郎 追町585-1から1080番地の区域とする。」に改める。

(3) 事務所の所在地

「熊本市万楽寺町959番地」を「熊本市北区万楽寺町959番地(万楽寺町公民館)」に改める。

告 示 第 3 0 号

平成27年1月14日

平成26年度介護保険料納付通知書(普通徴収)の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市介護保険条例(平成12年条例第5号)第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し 出により交付する。

熊本市長 大西一史

年 度	料目	期別	納期限	備考
平成26年度	介護保険料	12月期	平成27年2月2日	公示送達者
		1月期	平成27年2月2日	12人
		2月期	平成27年3月2日	(登載省略)
		3月期	平成27年3月31日	

告示第32号

平成27年1月15日

平成26年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)

20人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年2月2日

公 告

公 告 第 3 号 平成27年1月6日

平成26年12月22日付けで公告した「熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業の書類送付に代えての掲示」について、次のとおり修正があるので公告する。

熊本市長 大西一史

公告本文のうち

「その内容が熊本県熊本市南区田井島三丁目8番地1号にある組合事務所に掲示されている。」 を

「その内容が熊本県熊本市南区田井島三丁目 4 1 0 番地所在の掲示板に掲示されている。」 に修正する。

尚、この公告により、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第77条第5項後段に規定する 公告日を、平成27年1月6日とする。

公 告 第 9 号 平成27年1月7日

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積(a)	変更理由
1	熊本市西区河内町河内字柴尾464-93	0.92	農地を農業用施設用地(農 作業準備休養施設に用途区 分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市中央区役所総務企画課

能本市東区役所農業振興課

熊本市西区役所農業振興課

熊本市南区役所農業振興課

熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 1 0 号 平成 2 7年 1 月 7 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市北区植木町轟字立花木2499番1 431.03平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市北区植木町轟

氏名 登載省略

公告第11号

平成27年1月7日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のように都市公園の供用を 開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦

覧に供する。

熊本市長 大西一史

1 名称及び位置

名	称	位置
番 号	公 園 名	1 <u>U.</u> <u> E.</u>
2 • 6 7 8	重富住吉公園	熊本市東区画図町大字重富字住吉57番4

2 供用開始の期日 平成27年1月7日

公告第17号

平成27年1月9日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区出仲間二丁目304番1 1,166.43平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市南区出仲間四丁目 氏名 登載省略

公告第19号

平成27年1月13日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区野口三丁目1158番及び水路 957. 38平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市東区新生一丁目13番12号 有限会社 ハウスプラン熊本 代表取締役 西田 佳孝

公告第20号

平成27年1月13日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区御幸笛田八丁目718番、719番1 735. 45平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区良町二丁目 氏名 登載省略

公告第22号

平成27年1月13日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区城南町宮地字宮本907番7,978番2,979番5,982番3,984番1 2,599.14平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市東区小山一丁目 氏名 登載省略

公告第23号

平成27年1月14日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市西区池上町字六反田774番、775番1、776番 2,000.47平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市西区上熊本一丁目2番36号

株式会社 SEED

代表取締役 坂本 篤史

公告第24号

平成27年1月14日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区護藤町字小藤1269番1、1272番1、1273番1、1274番2 806. 71平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市南区護藤町 氏名 登載省略

公告第25号

平成27年1月14日

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止し たので、次のとおり公告する。

- 25 -

指定廃止の年月日	道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成26年10月16日	東区広木町110番1の一部、同1 10番3の一部、同110番4の一 部、同108番1の一部、同108 番5の一部、同108番6の一部	4. 00	81. 50
平成26年12月2日	中央区大江二丁目919、919-1、919-2、920-1、920 -2、920-3、922-1、922-6、923-1、924-1	4. 00	325.40

公告第26号

平成27年1月14日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を したので同法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により、次のとおり公 告する。

熊本市長 大西一史

指定番号 熊本市指令 (建指)	指定年月日	道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)
第H26-018号	平成26年10月6日	西区上代三丁目37番4	4. 02~ 4. 54	45.80
第H26-020号	平成26年12月18日	東区若葉六丁目 1 7 7番 5	5. 00	11.02
第H26-021号	平成26年12月8日	南区荒尾一丁目138番 1、139番3、139番 4、129番3、里道の一 部	4. 92~ 5. 33	24.65

公告第27号

平成27年1月15日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、平成26年度 熊本市農用地利用集積計画第10号を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

熊本市長 大西一史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公告第31号

平成27年1月15日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区川口町字村中1086番1、1091番3、1092番3 498. 98平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区川口町 氏名 登載省略

公告第32号

平成27年1月15日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区戸島西四丁目3547番4、3547番5、3549番1、3549番5 756.33平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市中央区水前寺六丁目50番19号 ファミリーステージ株式会社 代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 3 3 号

平成27年1月15日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市中央区出水八丁目604番1、604番2 909.20平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市東区長嶺南八丁目8番55号 株式会社 アネシス

代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 3 4 号 平成27年1月15日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区戸島西四丁目3556番1、3556番2、3556番3、3556番6 874.04平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市東区長嶺南八丁目8番55号 株式会社 アネシス 代表取締役 加藤 龍也

中 央 区

中央区告示第1号平成27年1月8日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年12月18日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

南 区

南区告示第1号平成27年1月13日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年12月16日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

上下水道局

上下水道局告示第1号平成27年1月5日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成27年1月5日から2週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦 覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成27年1月5日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 東部処理区 東区画図町大字重富、東区戸島西四丁目、東区佐土原二丁目及び東区戸島四丁目の各一部
 - (2) 西部処理区 西区上代十丁目、南区今町、南区砂原町及び南区八分字町の各一部
 - (3) 熊本北部流域下水道関連処理区 北区池田三丁目の一部
 - (4) 植木処理区 北区植木町植木の一部
 - (5) 城南処理区 南区城南町下宮地の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 東部処理区 東区秋津町秋田536番 東部浄化センター
 - (2) 西部処理区 西区沖新町4944番3号 西部浄化センター
 - (3) 熊本北部流域下水道関連処理区 北区鶴羽田町12番1号 熊本北部浄化センター
 - (4) 植木処理区 北区鶴羽田町12番1号 熊本北部浄化センター
 - (5) 城南処理区 南区城南町島田438番地 城南町浄化センター

上下水道局告示第2号 平成27年1月7日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事 業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第2号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第325号	熊本市東区山ノ内一丁目1番175号 井設備 代表者 井 逸男	平成26年12月26日

上下水道局告示第3号 平成27年1月7日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給 水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第772号	上益城郡益城町広崎1034番地2 株式会社井設備 代表取締役 井 政則	平成26年12月26日

第773号

熊本市北区植木町岩野1517番地1 星野工業

代表者 星野 洋一

平成26年12月26日

教育委員会

教委規則第1号 平成27年1月9日

熊本市教職員住宅管理規則を廃止する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 﨑 元 達 郎

熊本市教職員住宅管理規則を廃止する規則 熊本市教職員住宅管理規則(平成3年教委規則第2号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。